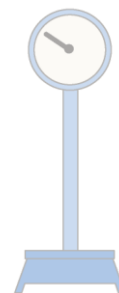


ご存知ですか はかりの定期検査



○定期検査とは？

商店・工場・病院・調剤薬局・直売所・事業所・コンビニ及び官公庁等で、「取引や証明行為」に使用する「はかり」は、計量法によりその正確性を確認するため検定証印の付いた「はかり」を使用し、2年に1回の定期検査を受けなければなりません。

市町村が行う、定期検査対象はかりの事前調査に御協力をお願いします。

取引・証明用の「はかり」	家庭用の「はかり」
公的機関等による検定に合格したはかりに、下記のいずれかの証印が付される。	キッチンスケールやヘルスメーターなど、家庭内で目安として使用するもの。
①検定証印  年・月 ②基準適合証印  年・月	 ※「取引・証明」には使用できません。 家庭用計量器の表示

○定期検査を受けるには？

次のいずれかの方法で定期検査を受けることができます。

1. 集合検査

知事が行う検査で、指定された検査期日と場所（役場・公民館等）に「はかり」を持ち込んでいただいで実施します。

検査には、計量能力が500kg以下の一般小型はかりが該当し、合格すると右の「合格シール」が貼られます。



2. 所在場所検査

（一社）福島県計量協会又は一般計量士が行う検査で、「はかり」の所在場所（商店等）に出向いて実施します。

検査には、電気式はかりや、大型はかり（計量能力が500kgを超えるもの）が該当し、合格すると右の「合格シール」が貼られます。



○計量に関するご相談・問い合わせは？

福島県計量検定所	（一社）福島県計量協会
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号	所在地：（福島県計量検定所内）
電話：（代表） 024-521-1111 内線（4495～4498） （直通） 024-521-7657	電話： 024-521-4035

または、最寄りの市町村担当まで。